

令和7年3月11日

第585回 海務協議会議題

1. 令和6年の監視取締関係の手續別非違事案の紹介と注意喚起
2. 人事異動期に係る一括交通許可証（パス）の管理等について
3. 令和6年の横浜税関における密輸摘発状況と
大阪・関西万博の開催に伴う水際対策への協力依頼
4. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

監視部	安 部 次長
取締部門（第1班）	野 上 統括監視官
総括許可部門	小 原 統括監視官
〃	志 鳥 上席監視官

監視取締関係の手続き別非違事案の紹介と注意喚起（令和6年）

No.	手続き	事案の概要	関係法令と注意事項
1	入港手続き	<p>(事例) 港域内に一旦停泊し、その後、岸壁に接岸した外国貿易船の入港届の提出遅延</p> <p>(理由) 船舶代理店の担当者が（業務経験が浅かったことから）「入港の時」を「岸壁に接岸した時」と誤認していたため、入港届の提出が法定期限を超えたもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税法第 15 条では、「外国貿易船が開港に入港したときは、入港の時から 24 時間以内に入港届を提出しなければならない。」と規定されています。 「入港」とは関税法基本通達 15-2-1 で、船舶がバース待ち、避難等の目的をもって仮に停泊又は係留をすることを含む。とされているので、留意してください。 ・ 船舶代理店におかれましては、入港の規定について、新人社員や新たに担当となった社員の方には特に指導や研修を実施されるようお願いいたします。
2	出港手続き	<p>(事例) 外国貿易船、特殊船舶の出港届の提出漏れ</p> <p>(理由) 本船との連絡不足から、船長が、出港届が提出されているものと誤認して出港したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税法第 17 条及び同法第 17 条の 2 では、外国貿易船、特殊船舶等が開港を出港しようとするときは、船長は出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない旨が規定されています（特殊船舶は届出）。 ・ 船舶代理店におかれましては、船側との連絡を密にとり、連絡不足がないようお願いいたします。
3	仮陸揚届	<p>(事例) 仮陸揚届の積込確認を受けた後に紛失</p> <p>(理由) 現場の積込作業委託者への書面の受け渡しが明確でなく、所在不明となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関税法基本通達 21-5 では、仮に陸揚げした外国貨物の積込を終わったときは、積込の確認を受けた「外国貨物の仮陸揚届」をその届出を提出した税関に提出させると定められています。 ・ 現在の仮陸揚届書類の保管方法を確認いただき、保管が長期になる場合や、担当者が変わる場合に紛失をしないように注意願います。 ・ あくまでも仮陸揚げは一時的なものが条件と関税法基本通達 21-1 にも記載されています。また、期間延長についてもやむを得ない理由によると同通達 21-2 にありますので、長期の仮陸揚を行っているもので積込の見込みがない場合は、輸入通関をするようお願いいたします。

No.	手続き	事案の概要	関係法令と注意事項
4	とん税	<p>(事例) 外国貿易船のとん税及び特別とん税の納付申告において、船舶代理店担当者の錯誤や確認不足によりとん税等を誤納付した事例。</p> <p>(理由) ・川崎港に入港した本船であったため港コード欄に「JPKWS」と入力すべきところ「JPYOK」と入力</p> <p>【参考（令和6年以外）】 ・都度納付を年間納付で登録した。 ・入港時に NACCS で入港届の提出及びとん税等の納付申告済船舶について、別の担当者が接岸時に入港届及びとん税等の納付申告を行い、二重納付となった。</p>	<p>・とん税等の誤納付が発生すると、とん税等の更生又は還付手続きで税関・代理店とも事務が煩雑になりますので、次の点に注意して下さい。</p> <p>・現状、入港届提出番号に係る港と TPC 業務で入力した港コードに係るシステムチェックは、京浜港を一つとしてみているため、今回のような事案ではエラーにならない。特に横浜・川崎両港を担当している船舶代理店は注意が必要です。</p> <p>(対策例参考) ・新規船舶や不定期船の場合は、事前にとん税等の納付状況やとん数等の変更の有無を船会社等に必ず確認している。 ・1 船舶を複数の担当で処理する場合は、どこまで終了しているかを確実に引き継いでいる。また、急きよ、引き継ぐ場合も、「処理進行表」などを作成し、誰が見てもわかるようにしている。</p>
5	入港前報告の登録	<p>(事例) 乗組員情報の登録不備</p> <p>(理由) 登録時の確認不足</p>	<p>・関税法第 15 条及び同法第 15 条の 3 で外国貿易船及び特殊船舶等の乗組員及び旅客に関する事項を税関に報告しなければならない旨が規定されております。</p> <p>国籍でまちがえやすい例：PH と PA、MH と MM、JP と JM</p> <p>・入力事務の際は、正確な登録をお願いいたします。</p> <p>なお、入港前統一申請の登録後、入港・接岸時間の変更を把握されましたら、当該申請を修正いただけますと幸いです。(修正後の連絡は不要です)</p>

人事異動期に係る一括交通許可証（パス）の管理等について

1. 一括交通パスの返却について

4月は人事異動の時期です。業務上、外国往来船に交通しなくなる方がいらっしゃると思います。その場合は、速やかに任意の様式で返納届（返納日、パスNO、所属会社、氏名、返納理由を記載）を作成し、一括交通パスの返却をお願いいたします。

その他、次に掲げる場合においても、直ちに税関に一括交通パスの返却をお願いいたします。

- (1) 交通の許可期間が満了したとき。
- (2) 交通の許可を取り消されたとき。
- (3) 許可証等の再交付を受けた者が、亡失した許可証を再入手したとき。
- (4) 交通の許可を受けた者が死亡したとき。

2. 一括交通パスの紛失について

一括交通パスを紛失したことが判明した場合は、税関には任意の様式で紛失届（パスNO、所属会社、氏名、紛失の状況）を提出願います。

引き続き外国往来船に交通する場合は、新規での一括交通パスの申請を行っていただきますが、その許可が下りるまでは、都度での交通申請を忘れずに行い、訪船して下さい。

3. 新たな一括交通パスの申請がある場合

新規、追加、住所変更があった方の申請の際、本人確認のため戸籍の謄本若しくは抄本または住民票の写しを提出いただいておりますが、この提出に代えて、住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認が可能です。

希望する場合は、別添の税関様式 C 第 2215 号にて申請をお願いいたします。

住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による
本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書
Application for permission of traffic through place designated, when wishing for identification
by a Customs officer using Basic Resident Register Network System.

税 関 長 殿
to Director of _____ Customs

令和 年 月 日
Date

申 請 者

Applicant

住 所

Address

氏 名 (フリガナ)

Name

申請者の所属し又は代理する法人又は人

Juridical or natural person

(If the applicant is to make a traffic as an agent or employed)

住 所

Address

氏 名

Name

関税法第24条第2項の規定により、下記のとおり貨物の授受を目的とした本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への交通をしたいので、申請します。

I hereby apply for permission of traffic, for the purpose of delivering and/or receiving goods, to vessel or aircraft coming and/or going between Japan and any foreign country under the provision of art, 24, par.2 of the Customs law as follows.

記

交通者の生年月日及び性別 Date of birth and sex	年 月 日 生 才 Date of birth Age	男 女 M F
交 通 の 目 的 Purpose of traffic		
交 通 期 間 Period of traffic	自 令和 年 月 日 From: Date	至 令和 年 月 日 To: Date
交 通 の 経 路 Route of traffic		
住民基本台帳ネットワークによる検索方法の指定 Specify mode of access by Basic Resident Register Network System		
(住民票コードによる検索を指定した場合は、右欄に11桁の住民票コードを記入下さい。) (For access by resident code, fill in the 11-digit-number.)	氏名、住所、生年月日及び性別による検索 <input type="checkbox"/>	
	住民票コードによる検索 <input type="checkbox"/>	

交通場所に使用する船舶又は車輛
Ferryboat or car to be used for traffic

(1) 名称及び船種又は車種
Name and type

(2) けい留場所 (許可交通期間が1ヶ月以上にわたる場合のみ記入して下さい)
Fixed mooring place of ferryboat (Shall be filled when the period of traffic is over a month.)

(注) 1. この申請書は、2通提出して下さい。

法人においては、申請者の所属し又は代理する法人又は人の欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者名を記載して下さい。

2. 「住民基本台帳ネットワークによる検索方法の指定」欄は、いずれかの検索方法について、希望する項目の口にチェックして下さい。

Note: 1. This application shall be submitted in duplicate.



不正薬物の押収量が約 830 kg、前年の約 3.2 倍 － 令和 6 年の横浜税関における密輸摘発状況 －

1. 不正薬物^(※1)等

不正薬物全体の摘発件数は 303 件(前年比約 1.4 倍、全国の約 3 割)、押収量^(※2) ^(※3)は約 830 kg(同約 3.2 倍、全国の約 3 割)となり、過去 3 番目の押収量であった。摘発件数、押収量共に依然として深刻な状況となっている。

外国から到着する国際郵便物の約 8 割を通関している川崎外郵出張所における摘発件数は 291 件(同約 1.4 倍、全国の約 3 割)となっている。

(※1)覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。

(※2)錠剤型薬物を除く。(※3)重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

(1) 覚醒剤

摘発件数は 19 件(同約 63%減)、押収量は約 560 kg(同約 3.1 倍)と、摘発件数は減少し、押収量は大幅に増加した。約 531 kg(末端価格約 350 億円)の大口摘発があった。

(2) 大麻

摘発件数は 127 件(同約 4.5 倍)、押収量は約 51kg(同約 5.9 倍)と、共に大幅に増加した。

(3) 麻薬

- ・コカインの摘発件数は 6 件(同約 14%減)、押収量は約 178kg(同約 115 倍)と、摘発件数は減少し、押収量は大幅に増加した。約 178kg(末端価格約 44.5 億円)の大口摘発があった。
- ・MDMAの摘発件数は 26 件(同約 1.5 倍)、押収量は約 14kg(同約 70%減)と、摘発件数は増加し、押収量は減少した。
- ・その他の麻薬(ケタミン・LSD等)の摘発件数は 48 件(同約 1.4 倍)、押収量は約 23kg(同約 1.2 倍)と、共に増加した。

(4) 指定薬物

摘発件数は 74 件(同約 1%減)、押収量は約 4 kg(同約 2.9 倍)と、摘発件数は微減し、押収量は増加した。

(5) 銃砲

銃砲の摘発件数は 7 件(同全増)、押収丁数は 8 丁(同全増)と、共に大幅に増加した。国際郵便を利用した中華人民共和国からの玩具と称した拳銃の摘発であった。

2. その他

- ・アラブ首長国連邦向けに盗難自動車を輸出しようとした事案等、14 件(27 台)の盗難自動車の不正輸出事案を摘発した。
- ・国際郵便を利用した中華人民共和国からの商標権を侵害するユニフォームシャツ等を輸入しようとした事案を摘発した。

密輸情報フリーダイヤル **0120-461-961**
E-mail : yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



密輸に関する情報提供

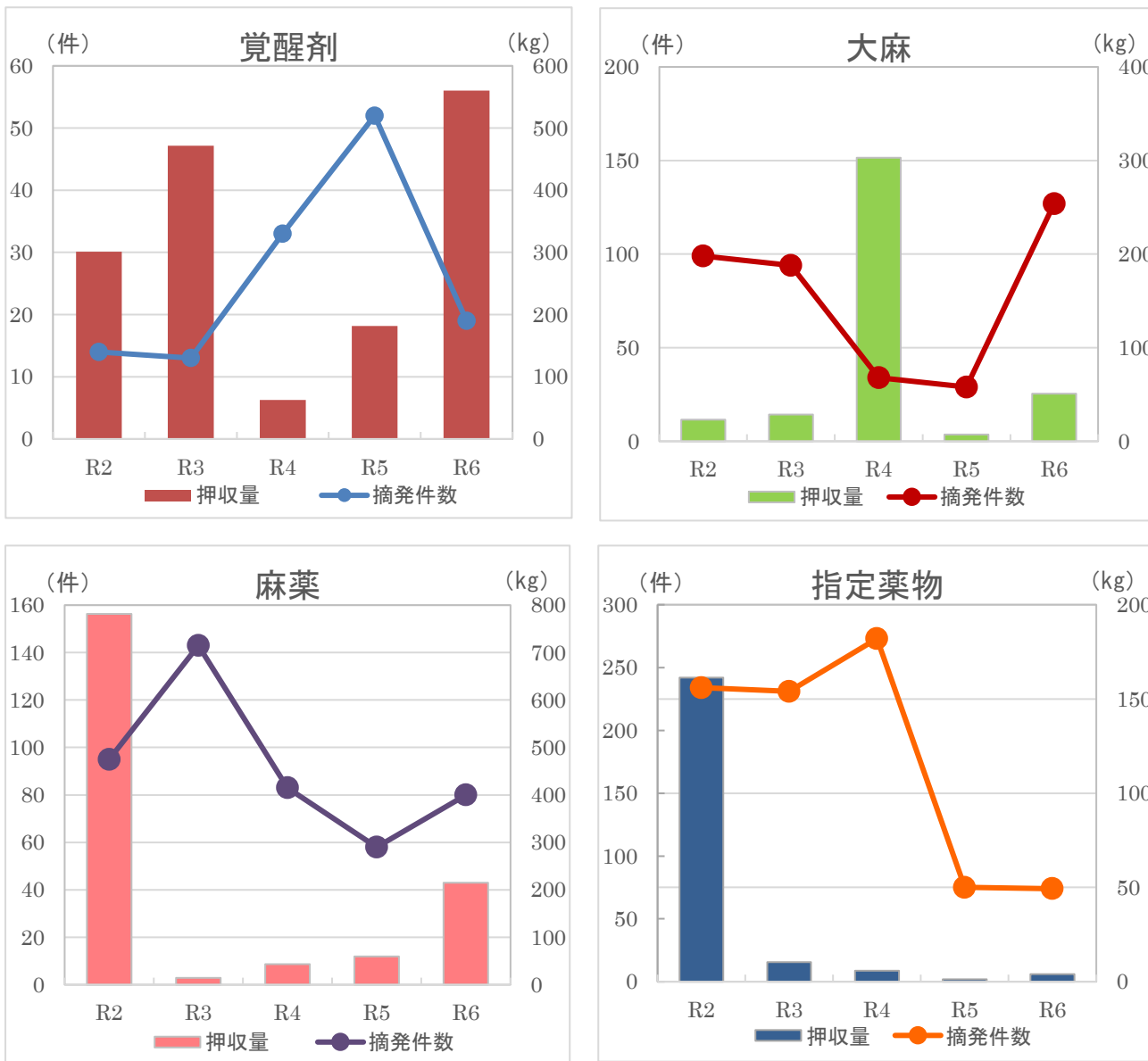
連絡・問合せ先
横浜税関 調査部 特別審理官(第1担当)
TEL 045-212-6080

横浜税関における密輸摘発状況（令和6年）

不正薬物

不正薬物全体の摘発件数は303件（前年比約1.4倍）、押収量は約830kg（同約3.2倍）となり、令和5年の押収量の3倍を超え、摘発件数・押収量共に全国の約3割を占めた。

横浜税関における薬種別の摘発件数と押収量の推移



- (注) 1. 押収量に錠剤型薬物は含まない。
 2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 3. 令和6年の数値は速報値である。

仕出地の動向

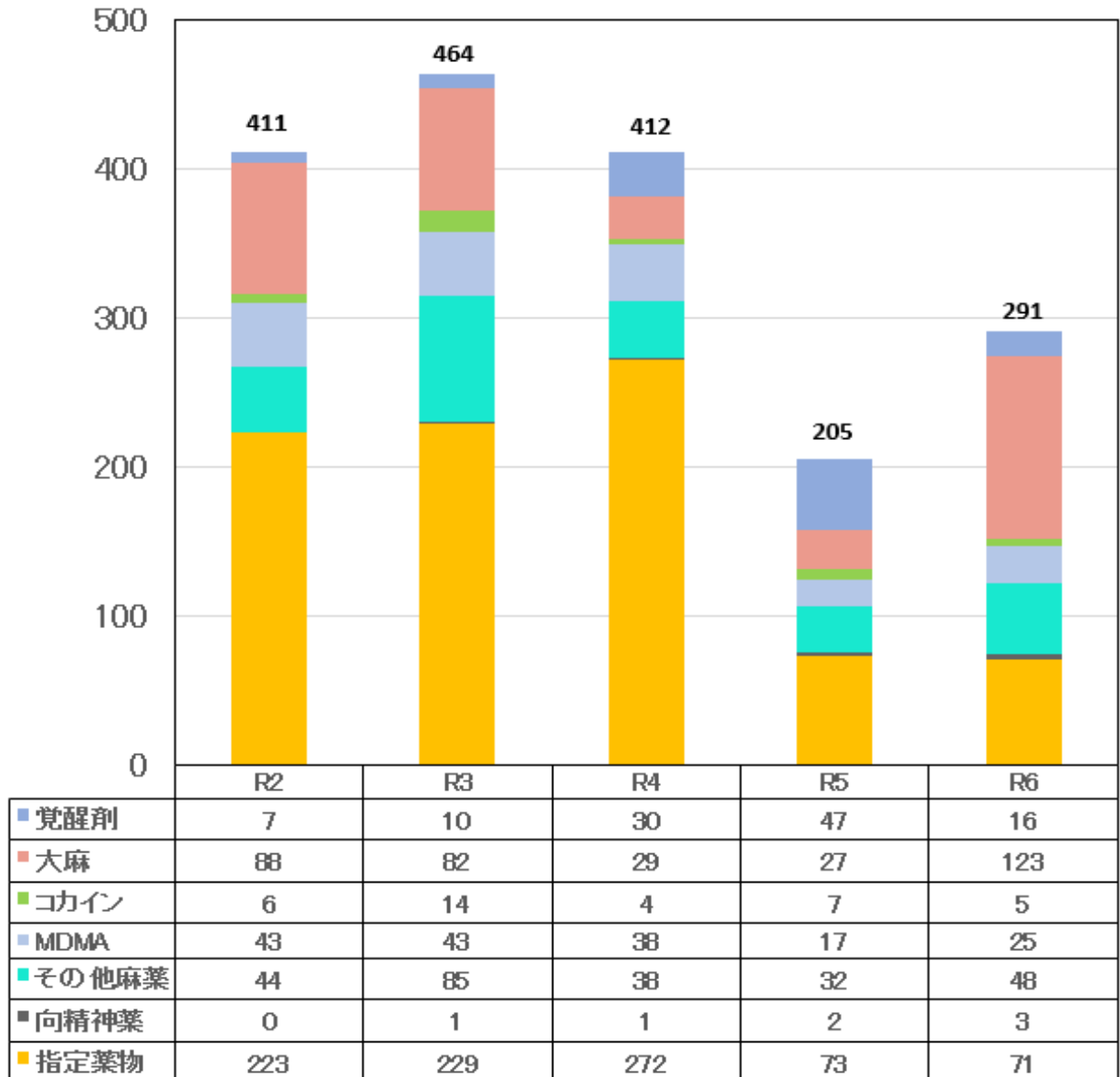
令和6年は、上位4カ国（タイ、オランダ、米国及びスロバキア）からの摘発が全体の約70%を占めた。タイからの摘発が81件（前年比約2.9倍）となった。（資料3参照）

国際郵便物からの摘発

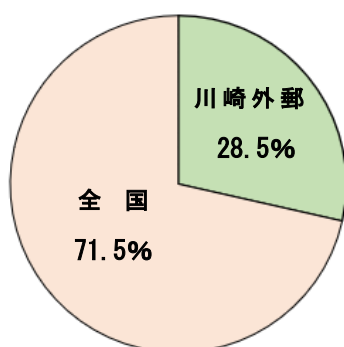
外国から到着する国際郵便物の約8割を通関している川崎外郵出張所の国際郵便物からの摘発件数は291件（前年比約1.4倍）となり、全国の国際郵便物からの摘発件数の約5割強を占めた。

川崎外郵における不正薬物の摘発件数

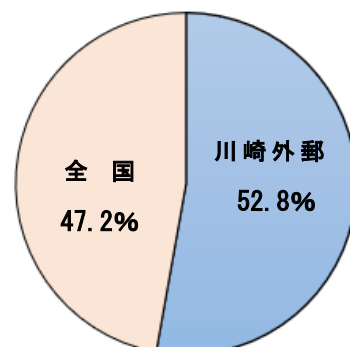
摘発件数[件]



川崎外郵出張所の摘発状況（構成比）



全国の摘発件数



国際郵便物からの摘発件数

主な摘発事例

【事例 1】

メキシコから到着した海上コンテナ貨物から
パーム油に偽装した覚醒剤約531kgを摘発した。
(令和6年4月・監視部検査部門)



【事例 2】

小型船舶を利用して海上から引き揚げて陸揚
げしたコカイン約178kgを摘発した。
(令和6年5月・調査部審理部門)



【事例 3】

ベトナムから到着した海上貨物のエキスカベ
ーターに隠匿された覚醒剤約6.4kgを摘発した。
(令和6年5月・調査部審理部門)



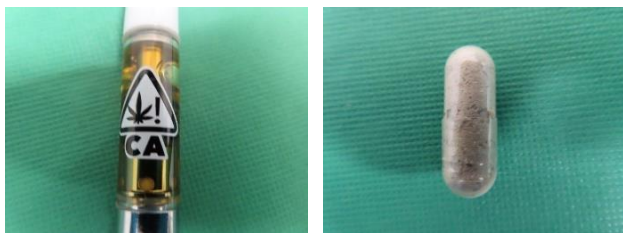
【事例 4】

スイス連邦から到着した国際郵便物に隠匿され
たMDMA約15,000錠を摘発した。
(令和6年5月・川崎外郵出張所)



【事例 5】

アメリカ合衆国から到着した国際郵便物から
大麻リキッド約4.4g、麻薬であるサイロシン及びサ
イロシピンを含有する粉状物約13gを摘発した。
(令和6年10月・川崎外郵出張所)



【事例 6】

ドイツ連邦共和国から到着した国際郵便物の
クリスマスカードに貼り込んで隠匿されたコカイン
約0.99gを摘発した。
(令和6年1月・川崎外郵出張所)



【事例 7】

中華人民共和国から到着した国際郵便物に隠
匿された商標権を侵害する物品を摘発した。
(令和6年2月・川崎外郵出張所)



【事例 8】

海上コンテナを利用して盗難自動車2台をアラ
ブ首長国連邦向けに輸出しようとした事案を摘発
した。
(令和6年4月・本牧埠頭出張所)



【資料1】社会悪物品の摘発実績（全国・横浜）

種類	年	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年			前年比	
		横浜		横浜		横浜		横浜		横浜		対全国比	横浜	
		件	kg	件	kg	件	kg	件	kg	件	kg		対全国比	件
覚醒剤	件	72	14	95	13	301	33	297	52	139	19	14%	47%	37%
	kg	811	301	1,014	472	665	63	2,246	182	1,761	560	32%	78%	309%
大麻	件	204	99	199	94	138	34	135	28	390	127	33%	289%	454%
	kg	126	23	153	29	473	303	171	9	344	51	15%	201%	592%
大麻草	件	86	42	94	50	57	22	76	16	234	103	44%	308%	644%
	kg	49	8	22	3	315	302	88	3	211	38	18%	241%	1455%
大麻樹脂等	件	118	57	105	44	81	12	59	12	156	24	15%	264%	200%
	kg	76	15	132	26	157	1	83	6	133	13	10%	159%	219%
麻薬	件	167	95	233	143	237	83	240	58	322	80	25%	134%	138%
	kg	822	781	61	14	188	43	312	66	464	215	46%	149%	326%
	千錠	90	18	133	73	82	40	49	17	67	53	79%	137%	307%
コカイン	件	27	8	34	14	28	4	71	7	54	6	11%	76%	86%
	kg	820	781	14	0	49	1	123	2	260	178	68%	211%	11509%
MDMA等	件	74	43	81	44	98	39	61	17	90	26	29%	148%	153%
	kg	2	0	30	10	94	29	117	45	139	14	10%	119%	31%
	千錠	90	17	130	71	81	39	48	17	67	53	79%	137%	307%
ヘロイン	件	2	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	全増	-
	kg	0	0	-	-	-	-	-	-	0	-	-	全増	-
その他麻薬	件	64	43	118	85	111	40	108	34	176	48	27%	163%	141%
	kg	1	0	16	4	46	13	71	19	65	23	35%	91%	120%
	千錠	0	0	3	3	0	0	0	-	0	-	-	33%	-
向精神薬	件	2	1	6	1	16	3	10	5	4	3	75%	40%	60%
	kg	-	-	0	-	0	0	0	0	0	0	100%	4%	4%
	千錠	1	1	1	0	2	-	1	0	1	1	99%	93%	131%
あへん	件	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	全増	-
	kg	-	-	4	-	-	-	-	-	0	-	-	全増	-
指定薬物	件	300	234	302	231	354	273	143	75	163	74	45%	114%	99%
	kg	169	161	19	10	19	6	13	1	10	4	41%	78%	286%
合計	件	745	443	836	482	1,046	426	825	218	1,020	303	30%	124%	139%
	kg	1,928	1,267	1,251	525	1,346	415	2,741	257	2,579	830	32%	94%	323%
	千錠	91	19	134	73	84	40	49	18	67	53	79%	136%	302%
(参考)使用回数	万回	5,530	-	3,577	-	2,608	-	8,003	-	6,919	-	-	86%	-

銃 砲	件	3	1	1	-	6	-	1	-	26	7	27%	2600%	全増
	丁	3	1	1	-	7	-	1	-	27	8	30%	2700%	全増
うち拳銃	件	3	1	1	-	6	-	1	-	26	7	27%	2600%	全増
	丁	3	1	1	-	7	-	1	-	27	8	30%	2700%	全増
拳銃部品	件	-	-	1	1	2	1	1	-	1	1	100%	100%	全増
	点	-	-	1	1	4	2	1	-	1	1	100%	100%	全増

- (注) 1. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
 3. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻キッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
 4. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
 5. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。
 6. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
 (覚醒剤:0.03g、大麻草:0.5g、大麻樹脂:0.1g、あへん:0.3g、ヘロイン:0.01g、コカイン:0.03g、MDMA等及び向精神薬:1錠)
 7. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 8. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
 9. 令和6年の数値は速報値である。

【資料2】不正薬物の密輸形態別摘発件数（全国・横浜）

（件）

形態別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		
		横浜		横浜		横浜		横浜		横浜	前年比
航空機旅客による密輸	70	5	24	—	93	—	271	3	285	2	67%
国際郵便物を利用した密輸	567	429	689	471	728	413	385	208	551	294	141%
商業貨物を利用した密輸	108	9	123	11	222	13	165	7	171	6	86%
	航空貨物	95	—	108	1	205	—	156	2	162	1
海上貨物	13	9	15	10	17	13	9	5	9	5	100%
船員等による密輸	—	—	—	—	3	—	4	—	13	1	全増
合計	745	443	836	482	1,046	426	825	218	1,020	303	139%

（注）航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

【資料3】不正薬物の仕出地別摘発件数（横浜）

仕出地等	タイ	オランダ	米国	スロバキア	ドイツ	ベトナム	イギリス	カナダ	フランス	スペイン	台湾	スイス	その他	合計
摘発件数(件)	81	53	40	39	17	17	12	8	5	4	4	4	19	303
構成比(%)	27	17	13	13	6	6	4	3	2	1	1	1	6	100
前年件数(件)	28	25	43	36	16	4	9	4	1	2	4	0	46	218
前年比(%)	289	212	93	108	106	425	133	200	500	200	100	全増	41	139

（注）端数処理のため数値が合わないことがある。

「あやしい」と感じたら…
 ためらわず**税関**に通報を！！！！



横浜税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/yokohama/>



横浜税関HP

密輸に関する情報提供